

税務・人事労務ワンポイント (371)

介護離職—役職者の退職は医院にとって一大事

社会保険労務士 桂 好志郎

主任看護師から父親の介護のために休業したいとの申出がありました。このまま退職されたら困ります。父親

が必要な介護サービスを得ることができ、かつ主任看護師が仕事と介護を両立して継続できるように両立の準備を行う一定期間は必要です。支援できる制度はないでしょうか。

介護の課題は、親が健在である職員ではそのほとんどが確実に直面する課題といえます。自分の意思で親の介護を担いたいという職員、そのために退職を選択する職員もいます。人それぞれ生き方は尊重されるべきです。「仕事と介護の両立」を選択する職員がいたら、医院としても可能な限り支援したいものです。

両立するためには、地域において信頼・安心できるケアマネジャーや介護事業者を選ぶこと、そして職場においては理解と柔軟な働き方ができる体制づくりが必要になります。

職員が介護休業を取得しやすくとともに、その後の円滑な職場復帰を援助・助成し、職業生活の継続を支援する制度を紹介します。

要介護状態とは

負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護（歩行、排泄、食事等）の日常生活に必要な便宜を供与すること）を必要とする状態。

対象家族とは

被保険者の「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）」「父母（養父母を含む）」「子（養子を含む）」「配偶者の父母（養父母を含む）」「祖父母」「兄弟姉妹」「孫」

支給対象者

イ. 雇用保険の被保険者の方が、職場復帰を前提に家族を介護するための休業を取得したものであること。

ロ. 介護休業開始前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12カ月以上あること。過去に基本手当の受給資格や高年齢受給資格の決定を受けたことのある方については、基本手当の受給資格決定や高年齢受給資格決定を受けた後のものに限りません。

支給対象期間

イ. 介護休業開始日から1カ月ごとに区切った期間を単位として、1回の介護休業期

間は最長3カ月となるため、1回の介護休業につき、最大3支給単位数期間について支給されます。

ロ. 3カ月を経過するまでに介護休業を終了し職場復帰をした場合は、介護休業を終了した日まで。なお、93日を限度に3回までに限り支給されます。

給付金の支給額

〈例〉休業開始前の賃金月額が18万円の場合の支給額は？

★介護休業給付金の額

180,000円 × 6ヵ月 ÷ 180日 = 6,000円 (休業開始時賃金日額)

6,000円 × 30日 (支給日数) × 0.67 = 120,600円

※介護休業期間中に賃金の支払がない場合の額です。

税務・人事労務ワンポイント

バックナンバーを協会ホームページで公開中



https://www.vidro.gr.jp/one_point/

介護の課題は、時期を事前に予測することは難しいものです。必要となる情報の提供は事態が生じてからでは遅い場合もありますので、日頃から話し合っておきたいものです。